

《 事務所ニュース 2021年3月号 》

岩崎社会保険労務士事務所 特定社会保険労務士 岩崎健志

〒 277-0032 柏市名戸ヶ谷 1-7-8-101
URL : <http://kashiwa-iwasaki-sr.com>

TEL / FAX 04-7103-8252
E-mail : info@kashiwa-iwasaki-sr.com

高年齢者雇用安定法の改正（4月1日施行）

これまで高年齢者の雇用については、60歳を下回る定年制はできないとした上で、65歳未満の定年の定めをしている企業は、① 定年制の廃止② 65歳以上への定年引き上げ③ 65歳までの継続雇用制度の導入のいずれかの措置が義務付けられておりました。

多くの企業様では、「③65歳までの継続雇用制度の導入」により対応している会社様も多かったかと思えます。

4月1日に施行される高年齢者雇用安定法は、70歳までの就業確保を努力義務として定めています。

対象となるのは、定年を65歳以上70歳未満に定めている企業、もしくは65歳までの継続雇用制度を導入している企業で、次のいずれかの措置を講じるよう努めなければならないとされています。

- ① 70歳までの定年引き上げ
- ② 定年制の廃止
- ③ 70歳までの継続雇用制度の導入
- ④ 70歳まで継続的に業務委託契約を締結できる制度の導入
- ⑤ 70歳まで継続的に、事業主が実施する社会貢献事業等に従事できる制度の導入

今回の改正ではあくまで「努力」義務が定められたにすぎず、義務を怠ったとしても罰則等はありませんが、今後罰則等が定められる可能性もありますので、今後の議論等を注視していく必要があります。

緊急事態宣言対象地域における 雇用調整助成金の雇用維持要件が緩和

◆雇用調整助成金の特例措置はいつまで？

現在、東京、千葉、神奈川、埼玉、大阪、京都、兵庫、愛知、岐阜、福岡が、3月7日まで緊急事態宣言対象地域とされています。この緊急事態宣言を受け、雇用調整助成金（以下、「雇調金」という）の助成率引上げ等の特例措置は、同宣言が全国で解除された月の翌月末まで延

長されることが決定しています。

◆緊急事態宣言対象地域における雇調金の雇用維持要件緩和とは？

厚生労働省のプレスリリース（令和3年2月5日）で、雇調金の助成率決定の要件となっている、解雇等を行っていないこと等とする雇用維持要件について、緩和する予定であることが公表されました。

具体的には、現行は令和2年1月24日以降の解雇等の有無により判断されているところ、令和3年1月8日以降緊急事態宣言解除月の翌月末までの休業等については、令和3年1月8日以降の解雇等の有無により、適用する助成率が判断されることとなる見通しです。

◆雇用維持要件を満たした場合の助成率は？

解雇等を行っていない中小企業は10/10、大企業は3/4が適用されます。

なお、緊急事態宣言対応特例として、全国の大企業の、(1)営業時間の短縮等に協力する事業主、(2)特に業況が悪い事業主（いずれの事業主要件にも当てはまる場合は(2)として申請）に対して、解雇等を行わなかった場合は10/10、解雇等を行った場合は4/5とする措置が講じられています。

上記(1)は、緊急事態宣言対象地域において宣言が解除された月の翌月末までの休業等が、また(2)は、全国で宣言が解除された月の翌月末までの休業等（いずれも短時間休業を含む）が、対象となります。

2月中下旬頃受付開始予定で、申請方法等の詳細は、改めて公表される予定です。

業務内容

労働・社会保険の書類作成及び提出代行
給与計算サービス(月次・賞与・年末調整)

労使間トラブルの相談

就業規則等の人事制度構築

個別年金相談(老齢・障害・遺族)

各種助成金の紹介、書類作成、提出代行